

財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第 3 章 資産及び会計 第 6 条 本財団の資産は次のとおりとする。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 16 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。 第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。） ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
---	--

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

・ 総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 3 項参照。